

2022年5月12日

各位

会社名 株式会社九州リースサービス  
代表者名 代表取締役社長 磯山 誠二  
(コード番号：8596 東証スタンダード市場・福証)  
問合せ先 執行役員人事総務部長 山口 晃司  
(TEL 092-431-2547)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更に関して2022年6月29日開催予定の第48回定時株主総会へ付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款一部変更の理由

#### (1) 会社分割に伴う変更

当社は、本日、株式会社西日本フィナンシャルホールディングス（以下「西日本FH」といいます。）と資本・業務提携契約を締結いたしました（2022年5月12日付「株式会社九州リースサービスと株式会社西日本フィナンシャルホールディングスによる『資本・業務提携契約』の締結に関するお知らせ」をご参照ください。）。

資本・業務提携契約の締結に伴い、当社が西日本FHの持分法適用会社となるにあたっては、銀行法上、銀行持株会社が議決権の15%を超えて出資する会社が営むことができない事業を当社から切り離す必要があることから、当社および承継会社の株主総会において吸収分割契約が承認されることを条件として、不動産事業等の一部事業を吸収分割により承継会社に承継させることといたしました（2022年5月12日付「会社分割による不動産事業等の一部事業の当社子会社への承継に係る吸収分割契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。）。

上述のとおり、不動産事業等の一部事業を当社の事業から分割する必要があるため、当社の現行定款第2条の目的につきまして、事業目的を変更・整理するとともに、変更案第2条についての効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### (2) 事業目的の追加

当社は、中期経営計画「共創2024～Challenge for the Future～」(計画期間：2021年4月～2024年3月)における基本方針の一つである「事業基盤の拡充」の重点戦略として「新たな事業領域への挑戦」「地方創造への貢献、新たなマーケットへの進出」を掲げ、各施策に取り組んでおります。

中期経営計画の遂行と将来的な事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の目的に事業目的を追加するものであります(効力発生日等は、上記(1)に準じます)。

#### (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)への対応に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。

- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 13 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日 程

- (1) 取締役会決議 : 2022 年 5 月 12 日
- (2) 株主総会決議（予定） : 2022 年 6 月 29 日
- (3) 変更案第 13 条の効力発生日（予定） : 2022 年 9 月 1 日
- (4) 変更案第 2 条の効力発生日（予定） : 2022 年 10 月 1 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 各種動産、無体財産のリースおよび売買 (割賦販売含む) 並びにリース、売買の仲介、管理サービス業務</li><li>2. <u>金銭の貸付、各種債権の売買、立替払、債務保証等の金融業務</u></li><li>3. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></li><li>4. <u>不動産の賃貸借、売買および賃貸借、売買の仲介、代理並びに開発、保守管理</u></li><li>5. 有価証券等の保有、運用、管理、売買</li><li>6. <u>設備投資、経営合理化、不動産の有効利用等に関するコンサルティング業務</u></li><li>7. 古物売買</li><li>8. <u>ゴルフ会員権並びに宿泊施設およびスポーツ施設の利用に関する会員権の売買および仲介</u></li><li>9. <u>倉庫業</u> (現行定款第6号を変更)  (現行定款第2号を変更) (現行定款第3号から移行)  (現行定款第5号から移行) (新設)</li><li>10. 前各号に付帯関連する一切の事業</li></ol>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 各種動産、無体財産権のリースおよび売買 (割賦販売含む) 並びにリース、売買の仲介、管理サービス業務 (変更案第4号へ変更)  (変更案第5号へ移行)  (削除)  (変更案第6号へ移行) (変更案第3号へ変更)</li><li>2. 古物売買 (削除)  (削除)</li><li>3. <u>設備関連資産の有効活用、経営合理化等に関するコンサルティング業務</u></li><li>4. 金融業務</li><li>5. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></li><li>6. 有価証券等の保有、運用、管理、売買</li><li>7. <u>金融商品取引業</u></li><li>8. 前各号に付帯関連する一切の事業</li></ol>
<p>第3条～第12条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類 (当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む) に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 14 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 14 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 13 条 (電子提供措置等) の新設は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 13 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 前 2 項および本項の規定は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後、自動的に削除されるものとする。</u></p> <p><u>4. 変更案第 2 条の変更は、当社を分割会社、株式会社ケイ・エル・アイを承継会社とする吸収分割の実施予定日である 2022 年 10 月 1 日から効力を生ずるものとし、同日をもって本項を削除する。</u></p>

以 上